

河川整備基本方針本文の改定の考え方

令和3年6月25日

国土交通省 水管理・国土保全局

■ 基本的な考え方

○「気候変動」と「流域治水」の2つの新たな視点を踏まえて改定。

○河川法に基づく基本的な構成に、流域治水に関連して河川管理者が自ら実施すべき項目や流域治水

を推進する立場として取り組む方針を記載。

■ 河川整備基本方針の構成

河川法施行令（抄）

（河川整備基本方針に定める事項）

第十条の二 河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 二 河川の整備の基本となるべき事項
 - イ 基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項
 - ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
 - ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

(1)「気候変動」の影響を踏まえた治水計画の見直し

○科学技術の進展や現時点のデータの蓄積を踏まえ、将来の降雨量変化倍率、アンサンブル実験による予測降雨波形の活用など、気候変動の影響を考慮して基本高水のピーク流量等を変更。

(2)「流域治水」に係る取り組みの推進

○河川管理者が実施する対策については、現況施設能力や計画規模を超える洪水が発生し得ること、基本高水に対する洪水防御の目標達成には時間を要することに鑑み、あらゆる規模の洪水に対して被害を軽減するため、計画規模の洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫をできるだけ減らす被害軽減についても流域の特性を踏まえて記載。

○さらに、気候変動の影響も踏まえ、河川管理者が行う整備と併せて、流域のあらゆる関係者による流域治水に係る取り組みを、それぞれの流域の特性を踏まえて総合的・多層的に実施する方向を記載。また、河川管理者が流域治水を推進する立場として取り組む方針を記載。

上記、流域治水に係る取り組み(河川整備を含む。)を通じて、持続可能な地域づくりにつなげていく旨を記載。

①流域の概要

- ・土地利用の変遷、まちづくりの動向、近年の降雨量、流量の状況
- ・これまでの主要洪水と主な治水対策 等

②基本高水のピーク流量の検討

- ・流出計算モデルの構築、気候変動を踏まえた基本高水の設定 等

③計画高水流量、河道と洪水調節施設等への配分等の検討

- ・技術的、経済的、社会的及び環境保全の見地からの検討 等

今回審議事項

④流域治水に係る取組

- ・上流、下流、本川・支川における流域での取り組み 等

今回審議事項

⑤河川環境・河川利用についての検討

- ・河川環境、河川空間利用、流水の正常な機能を維持するため必要な流量の設定 等

⑥総合土砂管理

- ・ダム、河道、河口の土砂の堆積状況 等

⑦河川整備基本方針(変更案)本文の検討